

平成16年7月16日

## 行政立法手続の論点（枠組みに係る基本的なもの）について（案）

## 1. 制度創設の理念・目的

- ① 行政立法手続の法制化はなぜ必要か。
- ② 行政立法手続を定めるに当たって、行政立法の一般原則として定めるべきものがあるか。

## 2. 適用範囲

- ① 行政手続法に定める手続の適用範囲については、規範等を定める機関の別により画する必要があるか。
- ② 行政手続法に定める手続の適用範囲については、規範等を定める形式の別により画する必要があるか。あるとすれば、どのような範囲の画し方が適当か。次に掲げる別について、どのように考えるか。
  - ア 政令、府省令、委員会の規則（独立行政機関を含む。）、外局の規則
  - イ 訓令・通達
  - ウ 告示
  - エ 公示されていないその他の規範等（例えば、行政手続法上の審査基準・処分基準、講学上の裁量基準・解釈基準、行政指導要綱）
  - オ 法律案
- ③ 行政手続法に定める手続の適用範囲については、規範等が定める内容により画する必要があるか。あるとすれば、どのような範囲の画し方が適当か。次のそれぞれについて、どのように考えるか。
  - ア 「規制」であるか否か、「給付」であるか否か、国民の権利義務関係に関わるか否か。
  - イ 法規命令、行政規則に分類して考えることはどうか。
  - ウ 行政計画、一般処分について考える必要はあるか。
- ④ 行政手続法に定める手続の適用範囲については、規範等を定める際の一定の事情により画する必要があるか。あるとすれば、どのような範囲の画し方が適当か。次のそれぞれについて、どのように考えるか。
  - ア 迅速、緊急、実行不能
  - イ 軽微、不必要
  - ウ 不適当、公益違反

### 3. 意見提出手続

#### (1) 案の公表

##### ① 公表する「案」の内容

ア 「案」はどのようなものと定めるべきか（例えば、改正案文、改正案要綱又は骨子若しくは概要説明書）。

イ 公表する「案」に添付すべき情報はあるか。あるとすればどのようなものを定めるべきか（例えば、新旧対照、趣旨・背景、立案に際して整理した論点、代替案、法令上の根拠、関連法令、規制影響分析、費用便益分析）。

##### ② 案の公表の時期について、どのようなことを定めるべきか（例えば、なるべく早い時期、最終案に近いものができた時期）。

##### ③ 公表方法について、どのような手段・媒体（例えば、ホームページ、窓口配布、新聞・雑誌、官報、報道発表、説明会）によることと定めるべきか。特定の媒体の活用を義務づけることについてどう考えるか。

##### ④ 特定人、利害関係人に対する周知について、どのように考えるか。

##### ⑤ 意見提出手続の実施状況について、一覧性のある公表の方法をどのように考えるか。

#### (2) 意見等の提出期間

##### ○ 意見等の提出期間については、どのようなことを定めるべきか。一律に一定の期間を定めることについてはどうか。

#### (3) 意見等の提出方法

##### ○ 意見等の提出方法については、どのようなことを定めるべきか。

ア 口頭か、書面か（電子メールを含む。）その双方か。

イ 要式行為か否か（例えば、口頭であれば、指定の時場所における意見陳述、電話による申出、出頭しての申出、録音による陳述。書面であれば、指定場所への持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、記名・無記名）。

#### (4) 意見等を提出できる者の範囲

##### ① 意見等を提出できる者の範囲については、どのようなことを定めるべきか。利害関係者に限るか。一般国民か（さらに国民以外も含めるか）。

##### ② 意見等を提出できる者にとって、意見等の提出は権利と位置づけられるかどうか。

#### (5) 審議会手続との関係

##### ○ 審議会手続と意見提出手続との関係をどのように考えるか。

#### (6) 意見等の取扱い

##### ○ 提出された意見等の取扱いについて、どのようなことを定めるべきか。行政側はどういうふうに扱うことを求められるのか。

#### (7) 結果の公表

##### ① 結果の公表の内容について、どのようなことを定めるべきか（例えば、提出された

意見（すべての意見か、適宜要約可とするか）、行政機関の考え方（意見等の採択、不採択の理由）、修正点の公表の必要性)。

- ② 結果の公表の方法については、どのような手段・媒体（例えば、ホームページ、窓口配布、新聞・雑誌、官報、報道発表、説明会）によることと定めるべきか。特定の媒体の活用を義務づけることについてどう考えるか。
- ③ 結果の公表の時点については、どのような時点に行うことと定めるべきか。
- ④ 意見等の提出者に対する回答についてどのように考えるか。

#### (8) その他

- ① 行政手続法としての法制化によって、行政手続法の手続の適用対象外又は法定外となる事項等（法定された手続以上の手続をしている場合を含む。）について、考え方の整理やなんらかの措置を検討する必要はないか。
- ② 法定された手続の水準を上回る運用を奨励するために、なんらかの措置を検討する必要はないか。
- ③ 手続の結果、原案に大幅な修正が必要となった場合の取扱いをどのように考えるか（例えば、手続の再度実施等）。
- ④ 意見募集終了後から公布までの期間についてどのように考えるか。
- ⑤ 本手続に違背して制定された命令及び当該命令に基づきなされた処分の法的効果について、どのように考えるか。
- ⑥ 今回行政立法手続を法制化するとして、当該手続に扱っていない既存の行政立法について、どう考えるのか。
- ⑦ 行政立法の制定・改廃を国民が提案する・申し出る仕組みについて、どのように考えるか。

#### 4. 理由の提示

- 行政立法の際に理由の提示を行うことを法制化する必要はあるか。

#### 5. 公聴会手続

- 意見提出手続に加えて、公聴会手続（利害関係人の意見聴取）について、法制化する必要があるか。

#### 6. 行政立法に対する不服申立て

- ① 行政立法に対する不服申立てを可能とすることについて、どのように考えるか。
- ② その他の行政立法に対する苦情処理の手続について、どう考えるか。
- ③ 訴訟との関係をどのように整理するか。